

平成 25 年度第 2 回子ども・子育て会議 会議録

日 時 平成 25 年 12 月 13 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分
場 所 町民センター 2A クラブ室
出席者 露木委員、内城委員、山下委員、熊澤委員、林委員、中村委員、久保田委員、
鈴木委員、樋口委員、本間委員、堀尾委員、正戸委員、井出委員
（稲葉委員と水島委員は欠席）
事務局 諸星子育て担当部長、松本子ども育成課長、神保子育て支援班長、竹内主任主
事
委員以外の出席者 梅の木幼稚園 水島副園長
傍聴者 7 名

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

(1) 県・市町村子ども・子育て会議委員特別セミナーの報告

資料 1 に基づき事務局より説明

質疑なし

(2) 次世代育成支援行動計画の進捗状況について

資料 2 に基づき事務局より説明

委 員：一時預かりを利用しようと思ったら、先生が一人しかいないため一人しか預
かれないと言われてしまった。また、中旬に連絡したにもかかわらず、今月は
すでにいっぱいとも言われてしまった。うちは兄弟がいるため、兄弟で預かっ
てもらえないと使う意味がない。来年から栄通りで一時預かりを実施する際、
このようなケースはどうなっているのか。

事務局：今年は保育士が見つからなかった関係で受け入れができなかった時期があっ
た。保育園の一時預かりはそれ以外にも園の行事と重なると利用できないとい
った制限があった。栄通りの一時預かりは 1 月 20 日から試行で実施し、4 月か
らは本格的に実施したいと考えている。なお、保育士も 2 名体制で実施する予
定のため、複数名を同時に受入できるが、部屋の面積の関係で、定員を 3 名と
する予定。気になっているのは、隣の部屋では親子で来ているため、保護者が
恋しくなったりするのではないかなどの心配もある。

委 員：完全に保育する部屋を分けるのか。

事務局：メインの部屋をつどいの部屋とするだけで、外で遊んだり、大きい方の部屋
で遊具を使って遊んだりもする。

委 員：百合が丘の一時保育の保育士は引き続き探すのか。

事務局：すでに見つかったが、栄通りでも一時預かりを実施するため、今後調整が必要になってくる。

委員：子どもの居場所づくりの事業で「ゆうゆうスペース」という事業に参加しているが、土日はサッカー教室などいろいろなもので充実している。しかし、平日は塾に行っている子も多く、子どもの集まる場所として児童館をもっと活用できないかと考えている。

会長：次世代育成支援行動計画の進捗状況の感想だが、平成 26 年度までの計画で、現時点でここまで進んでいることは、二宮町の取り組みの良い成果と思っている。

(3) 子ども・子育てに関するアンケート調査の速報について

資料 3 に基づき事務局より説明

委員：前回の会議の時に「中身は変えられない」との説明があったが、冒頭の文章は相当変わっている。また、設問の選択肢についても変わっている箇所がある。これはなぜ変更することができたのか。

事務局：冒頭の部分が大きく変わったのは、前回会議の時に皆さんのご意見をいただいたため、修正を加えている。また、設問については、設問自体を変えることはできないが、選択肢は自治体の現状に合わせて変えられるため、わかりやすいように修正を加えた。

委員：全国統一の調査のため、設問は変えられないということだと思うが、修正を加えたため、選択肢が減ってしまっている。それは地域の実情に合わせて変更できるという解釈でよいか。

事務局：そのとおり。

委員：問 22 のところで、病気やけがで利用できなかった人を集計しているが、結果が「少ない」と感じた。考えると自分は教育・保育の事業を使っていないため無回答だった。この数字をそのまま公表すると不便に感じた人が少なく取られそうだが、実際は対象外のため大きな数値が出ていないのだろう。そのため、この数値を公表するときは、ただ「無回答」ではなく、「無回答または対象外」と説明を付けてもらいたい。

事務局：確かに「無回答」は対象外を含んでいるため、分母に入れてはいけない数。正式に公表されるときにはもっと正確な集計・分析をする。

(4) 二宮町子ども・子育て支援事業計画について

資料 4 に基づき事務局より説明

委員：用語の意味が分からない部分がある。資料 4 の 1 ページ目のワーク・ライフ・バランスとは、仕事と家庭の両立という言葉があるので、同じ意味だと解してよいか。

事務局：ワーク・ライフ・バランスというと、仕事と家庭の両立といわれるので、そ

のように解釈している。

(5) その他

①学童保育に関する説明資料（厚生労働省第1回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会資料）に基づき正戸委員より説明。

②（4）の二宮町子ども・子育て支援事業計画の骨子を作るにあたり、今までの二宮町の事業をふまえたうえで、町でやるといいこと、子育てをされていて気になること、こうなったらもっといいのではないかと思うことなどについて、フリートークの形で意見交換。

- 委員：今回のアンケートにある、放課後の児童のことで、自治会に保護者から依頼があった。児童館や公園で夕方までボール遊びをしている子どもたちに対して、基本的には禁止している。どこかボール遊びができる場所を解放できないか。
- 事務局：今回はフリートークのため、特に回答はできないのだが、前回の子育てアンケートにも一番多かったのは、公園遊び場だった。二宮は公園の数は多いのだが、小さいためニーズに合っていないのかもしれない。
- 委員：役場の職員の中で、男性の育児休業はどのくらいとっているか。
- 事務局：一人いました。ただ、1年ではなく、短期間。
- 委員：担当課の職員は強制的に取らせるようにしてはどうか。1日の育児ではなく、1か月子どもを見ると大変さがわかるので、今後のために体験させて。
- 委員：今まで障がい児のことについて話題が出てきてないが、障がい児の教育について町はどのように対応しているか。町ではそういう子が集まる事業があるのか。対象者が少なくとも支援をしてもらいたいし、前面に出してもらいたい。実際は引っ越し人もいるようである。
- 委員：障がいを持っている子どもは実際多くなってきている。発達障がい、知的障がいが増えてきている。その中には家庭の余裕のなさから、不適切な養育になり、結果的に知的障がいになってしまっているケースも多い。実際に障がいを持って生まれてきた子どもとは非常に分けにくい状況がある。発達障がいを抱えた子どもたちが受けられる保育の現場は少ない。二宮の幼稚園では非常に協力的に対応してもらっているが、専門分野の人が関わる機会が少ない。ただでさえ、障がいを持っていることで苦勞しているのに、さらに遠くまで通わなくてはいけないということは大変な事。小児病院跡地などに療育センターみたいなものを作ってもらえないか。少子化と言われているが、障がいを持っている子は増えてきていて、早めに療育に関わることで、小学校に上がる時には落ち着いて普通に授業が受けられる可能性もある。確かにこの報告書を見て、数が増えているのに記述があまりにも少ない。
- 委員：現在町に住んでいる人は小田原や平塚に行く人が多い。今度平塚児童相談所ができることで、療育関係も平塚に移ってくるので、相談しやすくなる。保

護者の対応次第で二次障がいになってしまう場合がある。早めに適切なフォローができれば、母親の負担感は変わってくる。療育教室も民間に依存している状態なので、公設民営のような形で実施できないだろうか。

- 会 長：国の計画の中では出てきている。任意ではあるが、子ども・子育て支援法第61条第3項第2号のところで示されているものは、児童虐待や障がい児の関係がここにあたる。
- 委 員：私は「預けてしまえばいいや」という考え方が広がらないようにしたいと思っている。この計画でこども園や保育園ができることで、自宅で子どもを見るのではなく、預けてしまうことを簡単に考えてしまう親が出てしまうことが心配。子どもは最低でも3歳4歳くらいまで親と一緒に居たいと思うだろうし、一緒にいた方がいいと思う。保育士さんが愛情を持って、丁寧に対応してくださっていることは知っているが、親ができることとそれ以外の人ができることは違う。
- 事務局：これは個人的に感じていることだが、発達が遅れている子が増えているのは感じている。町内には療育施設はないが、その前の段階の教室はやっている。町に療育施設があれば良いと思うが、町独自に作るとなると難しい。
- 委 員：私としては「障がい」という言葉でくくりたくない。みんななにかを持っているが、成長することで落ち着いてくる。神奈川県全体として、障がいがある、ないにかかわらず子どもたちが健全に育つように教育していく。学校には特別支援学級があるが、必要に応じてその学級にいたり、普通級に交流したりする。完全に満足してもらえているとは思っていないが、教員は可能な限り努力をしている。一度学校に来て見ていただけるとお分かりいただけると思う。

4. 閉会